

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成 27 年 11 月 13 日

株主各位

(本店所在地)

兵庫県姫路市野里 109 番地の 17

(本社事務所)

兵庫県姫路市東延末三丁目 12 番地

株式会社三機サービス

代表取締役社長 中島 義兼

当社は、平成 27 年 8 月 27 日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 27 年 11 月 30 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 27 年 12 月 1 日付をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 10,000,000 株増加し 15,000,000 株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、平成 27 年 12 月下旬にお届出ご住所にお送りする予定でございます。
2. 平成 27 年 12 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。